

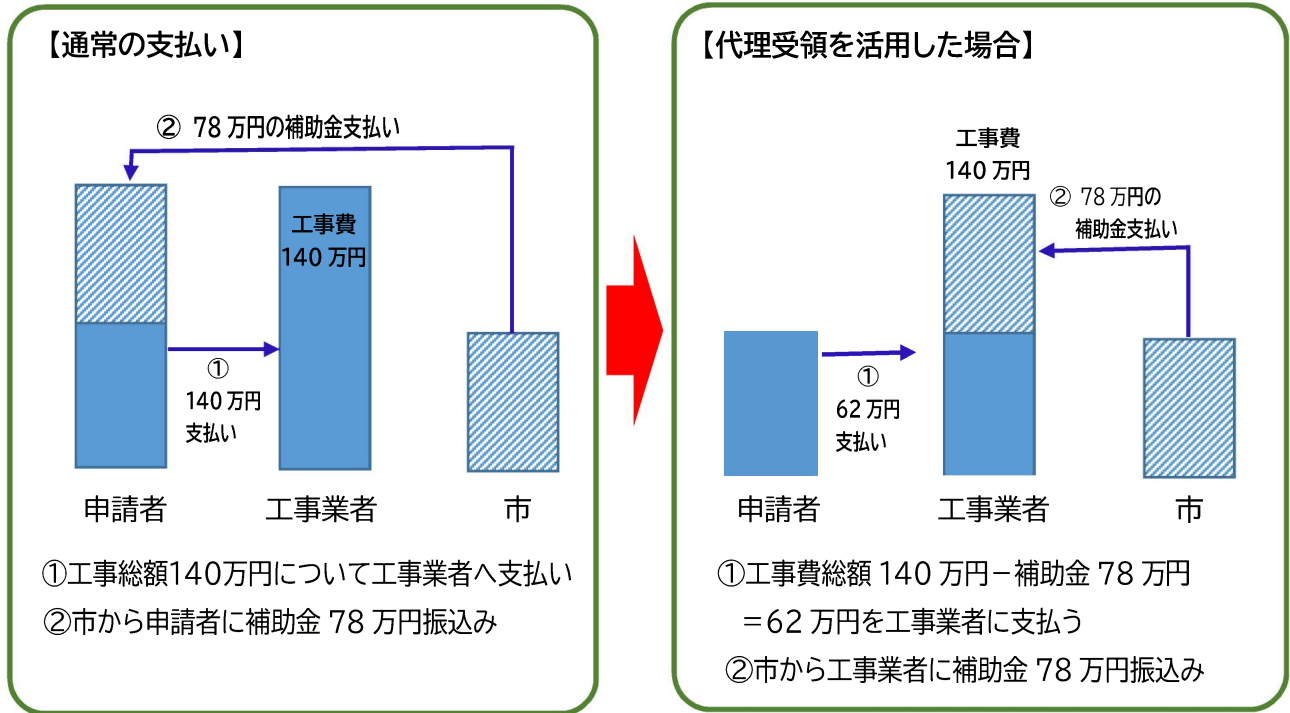


豊田市合併処理浄化槽設置整備事業における補助金代理受領のご案内

浄化槽工事費の支払いが補助事業者(申請者)の一時的な負担となっていることから、浄化槽工事に係る補助金相当額を市が直接工事請負者に支払いできる代理受領を令和3年4月から導入しました。

1 5人槽転換(一般地域・単独処理浄化槽撤去)の場合の代理受領のイメージ

(例)工事費140万円の場合



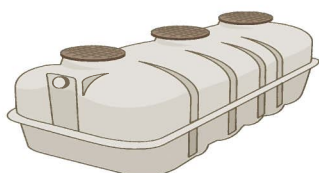
2 代理受領の手続きをされる場合の書類の流れ

代理受領の手続きをされる場合は、通常の補助金交付申請に加え、代理受領手続きの書類が増えますのでご注意ください。主な書類の流れは下記のとおりです。

	①	②	③	④	⑤
申請者	・交付申請書 代理受領届出書 (様式第1号)		【内容に変更がある場合】 代理受領届出変更届 (様式第3号)		・実績報告書 代理受領に係る 委任状 (様式第5条)
市		・交付決定通知 代理受領届出 確認通知書 (様式第2号)		【内容に変更がある場合】 代理受領届出 変更確認通知書 (様式第4号)	

※実績報告時には、工事費から補助金額を差し引いた領収書(写)の添付が必要。領収書内に「代理受領活用」と「工事金額-補助金額=領収書金額」の記入をお願いします。

※振込先は工事業者の口座情報を記入してください。



【問合せ先】

豊田市上下水道局 下水道施設課 浄化槽担当(西庁舎2階)
電話(0565)34-6964 ファックス(0565)32-3171